

施設肢体不自由施設での療育が不相当と考えられる場合には入所可能とした

- 1969年 重症心身障害児療育相談センターの完成（重症児者通園事業の開始）
- 1976年 緊急一時保護制度発足（1989年短期入所と名称変更、レスパイトが認められる） ※
- 1979年 養護学校義務制実施
- 1990年 重症児通園モデル事業の実施 ※
- 1995年 紙おむつ中間サイズの開発・販売に協力 ※
- 2004年 養護学校におけるたんの吸引等（医療的ケア）取扱い通知 ※
- 2006年 障害者自立支援法施行（18歳以上を対象、障害福祉サービス体系再編、利用料の1割負担導入、国の財政責任の明確化）
利用料負担の軽減を実現 ※
- 2009年 障がい者制度改革推進会議設置（当事者参加型）
重症児施設入所は人権侵害との意見に対応
- 2010年 総合福祉部会設置
・重症児者には、命と人権を守る入所施設は必須であるとして主張 ※
・署名活動を実施して必要性を社会に訴える（12万筆の署名が集まる）
- 2012年 つなぎ法（略称）施行
・18歳未満は医療型障害児入所施設、18歳以上は療養介護となる
法律上は児者分離となるが、重症児の特性に配慮して児者一貫体制は維持継続 ※
・福祉職員のたんの吸引等が実施可能
・障害者総合支援法（略称）の成立（障害者自立支援法の名称変更）
- 2014年 国連障害者権利条約批准（14年2月締約国となる）
- 2016年 障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）施行
- 2017年 「児者一貫」特例措置規定が恒久化（障害者健康福祉関係主幹課長会議）
- 2018年 重度訪問介護の訪問先の拡大
- 2021年 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行

註：※は、守る会（親）が特に深く関与した活動歴である